

平成21年度中山間地域等直接支払事業の実施状況について

1 中山間地域等直接支払制度について

中山間地域等において、農業生産活動等の継続により農地を保全し、洪水防止や水源涵養、美しい農村景観の提供など農地の多面的機能を確保することを目的に、協定を締結した集落等に交付金を交付する国の制度で、平成12年度から実施されています。

平成17年度からは、集落の将来に向けた前向きな取組をさらに促進するよう制度が改正されました。

2 平成21年度の実施状況について

協定の数	集落協定数	47
	個別協定数	1
交付対象面積		4, 251, 155 m ²
交付金額		53, 295, 767円

協定の取組内容

① 単価の区分

体制整備単価	43 (90%)
基礎単価	5

② 体制整備単価の取組内容

A 要件 (1~3 の内2つ以上取り組む)

1 生産性収益向上	
機械・農作業の共同化	26
高付加価値型農業の実践	2
地場産農産物等の加工・販売	4
2 担い手育成	
認定農業者の育成	2
担い手への農地集積	2
担い手への農作業の委託	11
3 多面的機能の発揮	
学校教育等との連携	2
非農家・他集落等との連携	14

B 要件

担い手集積化	11
--------	----

③ 加算の状況

加算措置に取り組んでいる協定数	5 (10%)
取組の内訳 規模拡大	3
土地利用調整	1
法人設立	1

【用語について】

①基礎単価

適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価（体制整備単価の8割）

②体制整備単価

適正な農業生産活動等に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価（通常単価）

③加算措置

より積極的な取組を行う場合において、別途加算される措置。

④規模拡大加算

担い手が新たに利用権等を設定した農用地を5年以上耕作する場合の加算。

⑤土地利用調整加算

担い手に対し、新たに協定面積の一定割合以上において利用権等を設定する場合の加算。

集落協定のみが対象となる。

⑥法人設立加算

新たに特定農業法人又は協定農用地面積の一定割合以上を対象とした農業生産法人を設立する場合の加算。